調 査 報 告 書

委員会名	議会運営委員会
派遣委員	８名
調査目的	本市の議会運営に係る協議の参考とするため
行　　先 及び 調査事項	【滋賀県大津市】 １　議会ＩＣＴ事業の推進 ２　分割質問方式 ３　大津市議会ミッションロードマップ 【大阪府八尾市】 １　常任委員会の所管事務調査について ２　予算決算常任委員会について
日　　程	令和２年１月 21 日（火）～22 日（水）
報告事項	別紙のとおり

令和元年度議会運営委員会行政視察報告書

視察１

視 察 先　滋賀県大津市　　大津市役所
視 察 日　令和２年１月21日（火）
視察内容　１　議会ＩＣＴ事業の推進
　　２　分割質問方式
　　３　大津市議会ミッションロードマップ

１　議会ＩＣＴ事業の推進

⑴議会ＩＣＴ事業の概要

大津市議会では，議会運営の効率化やペーパーレス化の推進，災害及び緊急時における情報伝達の即時化を図り，市民に開かれたわかりやすい議会を目指して，議会ＩＣＴ事業を推進している。

主な取り組みとしては，議場に 150インチの大型スクリーンを設置するなど，議場をＩＣＴ化し，電子採決による議員の個別賛否表示システムの導入や議員の質問資料の映像配信，タブレット端末の導入を実施している。

⑵タブレット・会議システムの概要

大津市議会では，平成26年11月通常議会から，タブレットを導入しており，タブレットには，議会関連資料を電子化するペーパーレス化と文書保存・管理の効率化並びに議会運営の効率化を図るため，システムには本会議や委員会等で使用する会議（同期）システム，議会内通信システム，議会のスケジュールやファイル管理並びに災害時の情報収集・緊急連絡等で使用するメールや掲示版などグループウェアを導入，資料の保存はクラウドを使用するなど，タブレットの多角的な活用を図り，「議会の見える化」「議会運営の効率化」を推進している。

⑶ＩＣＴ化の主な取り組み（経緯）

- 平成24年９月　議場の放送設備が老朽化により故障
  →議会活性化検討委員会で議会ＩＣＴ化構想を追加し，議論を開始
- 平成25年５月　第１期議場改修工事
  →議場音響設備を全面改修，赤外線マイク・電子採決システムを導入
- 平成25年９月電子採決システムを試行導入
  →予算決算常任委員会
- 平成26年２月　第２期議場改修工事
  → 150インチの大型スクリーンを設置
  →電子採決を議員の個別賛否表示システムにカスタマイズ（平成26年２月通常会議本会議で本格導入）
- 平成26年５月　インターネット議会中継でタブレット・スマートフォンの視聴を開始
- 平成26年６月　議員の質疑・一般質問の議場内補足資料を投影
- 平成26年11月　タブレット端末導入開始
  →ペーパーレス化による経費節減と議会運営の効率化に寄与
- 平成27年４月　議会局フェイスブック運用開始
- 平成27年９月　市議会だよりのデジタルブック版（タブレット・スマートフォン）の配信を開始
- 平成27年９月　インターネット議会中継画面に通告内容の表示を開始

・　平成28年３月　議会局フェイスブックに動画の投稿を開始
・　平成28年６月　市議会だよりにＡＲ（拡張現実）を導入
・　平成28年11月　議場に傍聴者用案内動画を制作し，掲示開始
　　本庁舎の電子案内に動画を制作し，掲示開始
・　平成29年４月　YouTubeチャンネルを開設

２　分割質問方式について

⑴本会議の質問方式について

大津市議会では，本会議の質問方式を，一括質問方式，分割質問方式及び一問一答方式からの選択制とし，本会議の議論がよりわかりやすくなるようにしている。

①一括質問方式

発言通告書に記載する発言項目の全てについてまとめて質問を行い，答弁者はそれに対してまとめて答弁を行う方法

②分割質問方式

発言通告書に記載する発言項目の一項目ごとに質問を行い，答弁者はそれに対して答弁を行い，その項目が完結すれば，次の項目に移行していく方式

③一問一答方式

発言通告書に記載する項目の細目中のそれぞれ質問内容（詳細内容）について一問ずつ質問を行い，答弁者はそれに対して順次答弁を行う方式

⑵分割質問を導入した経緯

本会議での「わかりやすい議論」を実現するため，平成21年度に議会活性化検討委員会で一問一答方式の導入を検討。議論の中で質問内容に応じたふさわしい方式を選べるようにすべきという意見があったことから，一括，分割，一問一答の３つの方式の選択制を導入することになった。

⑶発言時間等（個人質問）について

・　議員の発言持ち時間は，いずれの質問方式とも答弁時間を含んで60分とする。
・　議員の発言持ち時間は執行部の答弁時間を含むものであるので，おおむね３分を残して全ての質問（再質問を含む）を終了するよう努めるものとする。

⑷発言通告について

・　発言通告書には単に項目だけでなく，具体的に質問内容がわかる形で記載し，特に一問一答方式を選択する場合においては，詳細に内容を記載する。
・　議員から答弁者を指定することは行わない。
・　発言通告締め切りは，締め切り日と質疑並びに一般質問の初日との間に勤務を要する日を３日設けるものとし，その締め切り時間は当該締め切り日の正午とする。
・　数値やデータを求める質問を行う場合は，発言通告書に具体的に求める数値やデータ等を明記すること。また，文献や通達等を引用するなどして質問を行う場合においても同様とする。
・　議場での読み原稿（質問原稿）については，発言通告と同時に執行部へ提出するものとする。
・　質問項目に関する執行部からの問い合わせ（ヒアリング）については，発言通告締め切り日における発言通告書の提出からその日の午後５時まで及び翌日の午前９時30分から午後５時までにおいて，日時等をあらかじめ指定して応じるものとする。

⑸その他

・　質疑並びに一般質問の発言順位は，発言通告締め切り日後，会派代表者による抽せんにより決定する。

・　一般質問の実施される本会議における一日の質問者数は，７人をめどとする。
・　繰り返し同じ内容の質問を行うことは差し控える。また，関連質問は行わない。さらには，再質問以降に意見及び要望等で終始する発言は行わないこと。

３　大津市議会ミッションロードマップ

⑴議会ミッションロードマップとは

議会基本条例を具現化し，議会活動に対する市民への説明責任の明確化と市議会の見える化を実現することを目的に，議員任期４年間で議会として取り組むべき項目をあらかじめ設定した上で，市民に公表し，計画的に進めていく議会版実行計画で，議会運営委員会による進捗の検証・評価に加え，外部評価を行い，「政策立案」と「議会改革」のＰＤＣＡサイクルを制度化したもの

⑵議会ミッションロードマップの概要

①目的

・　議会基本条例の「具体化」
・　議会活動に対する市民への「説明責任」
・　市議会の「見える化」

②対象期間

平成27年10月１日～平成31年３月31日

③ミッションロードマップの策定方法

ロードマップの策定は，当該ロードマップの策定を目的に設置された政策検討会議における協議を踏まえ，全議員への報告及び議会運営委員会における審議を経て，全会一致をもって策定したもの

④ミッションロードマップの実行テーマ（全体工程表）

<table>
<tr><th></th><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th></tr>
<tr><td>政策立案</td><td colspan="4">がん対策推進条例
(仮)土地利用基本条例
議決事件の検証
議会における行政評価
若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり</td></tr>
<tr><td>議会改革</td><td colspan="4">専門的知見を有する職能団体との連携強化
正副議長選挙に係る立候補制・所信表明制度の導入・適宜の議長記者会見の実施
政策形成過程における住民参加のあり方検討
議会活動の評価制度の構築
議会図書室の充実</td></tr>
</table>

⑶議会ミッションロードマップの進行管理について

①進行管理の機関

ロードマップの進行管理は，議会運営委員会で行う。

②進行管理の実施時期

ロードマップの進行管理は，原則として毎年１回，３月に実施する。ただし，議会運営委員会が必要と判断した場合は，この限りではない。

③進行管理の手法

進行管理は，当該年度に実施しているテーマ（項目）の進捗状況を検証し，次年度以降のテーマの確認を行う。

④外部視点からの議会活動の評価

最終年度においては，４年間の成果を外部からの視点も取り入れて客観的･総合的に評価･検証し，次期議員任期における議会活動に活用する。

【質　疑】

Q　個人質問の発言時間は答弁時間を含めて60分とのことだが，代表質問の発言時間は何分としているか。

A　代表質問の発言時間は会派の所属議員数によって異なるが，例えば６人会派の場合の発言時間は答弁時間を除いて40分としている。

Q　１日に７人程度質問しているとのことだが，どのように実施しているか。

A　午前10時から開始しており，全員が１時間質問する場合は１日に６人しかできないが，質問が20分とか30分で終わる場合は１日に８人できることもある。１日の質問者数は，事前に議会局に提出された質問原稿で判断している。

Q　分割質問は，質問回数に制限があるのか。

A　分割質問は大項目ごとに質問を行う方式であるが，まず初めに，大項目の中にある質問項目を全て行い，その後の再質問に回数の制限はない。そして，納得すれば，次の大項目に移ることとなる。ただし，制限時間の60分を考慮する必要がある。

Q　分割質問方式で再質問を行う場合，何か制約があるか。

A　再質問を複数回行う場合，前問で質問した項目のみ，再質問を行うことができる。つまり，再質問を行うたびに，質問項目が絞られていくことになる。

Q　同じ内容の質問を繰り返し行うことはできないことになっているか。

A　それは，議長の采配によるが，例えば，その件については議論が尽くされているので，次の質問に移ってくださいと議長が注意する場合がある。

Q　議員研修会は，どのように実施しているか，また，１年に何回研修を実施しているか。

A　議員研修会は，計画立てて実施しているわけではないが，例えば，ミッションロードマップで公文書管理のあり方について政策検討会議を立ち上げて取り組む前段として，公文書管理の専門的知見を有する講師を招聘し，研修会を実施したりしている。また，議員研修会の回数は年度によって異なるが，予算的には３回程度確保している。

Q　説明資料の35ページに，議場での読み原稿（質問原稿）については，発言通告と同時に執行部へ提出するものとするとあるが，これは各議員が執行部へ直接提出するのか。

A　議員から質問原稿と発言通告のデータを議会局へ提出いただき，それを総務部総務課と議会局の共通のフォルダに入れて運用している。

Q　通年議会では，市長専決処分は一切ないか。

A　議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときという専決処分は，基本的にはない。

Q　ミッションロードマップ2019に掲載している委員会インターネット中継導入については，実施することで決まったのか。

A　実施するには相当費用もかかるので，どのような方法で実施していくのかということで，近々先進地視察を行う予定である。現在は，４常任委員会を同時に開催しているので，ライブ中継を実施する上では課題もあるが，委員会のインターネット中継導入に向けて検討している。

Q　大学とのパートナーシップ協定のメリットは何か。

A　端的に言えば，お金が一番だと思う。例えば，議員研修会をするためにシンクタンクに頼めば何十万円という費用がかかるが，大学とパートナーシップ協定を結べば，数万円で依頼できる。一方，大学側のメリットとしては，インターンシップの受け入れを各会派が行っていることがある。

Q　小中学校の卒業式の日は，午前中を休会とするような取り組みを行っているか。

A　小中学校の卒業式には，各議員に議長の代理として地域の卒業式に出席いただいている。したがって，委員会は午後からの開催としている。

【委員意見】

●議会全体の課題との共通認識のもと，議会改革に取り組む明確な意思がある。

・通年議会制：議会として，執行機関の監視機能を高めている。

・質問方式　：質問通告とあわせて，質問原稿を執行部側に渡すこととしている点
締め切り後，代表者会にて発言順位を決める仕組みとなっている点
発言通告書は，質問内容を詳細に記入することとなっている点

・外部の知見の活用
地元大学とのパートナーシップ協定を締結し，研修の機会を設けている。
定期的な研修会により，改革等の意識を高めている。
議員間討論につながっていると感じられる。

・ミッションロードマップ
取り組みの指針を共有化し，市民にも公開している点
共通の理念の実現の手段としている点
政策検討会議等の，議論の場を活用している点
評価・検討の仕組みをあわせ持つ点

●議会のＩＣＴ化について

議会のペーパーレス化と，情報共有の効率化・迅速化は，災害時における機動力を考えても，議員の得手・不得手を乗り越えて取り組むべき。大津市では，ほぼ半数が60代70代であるにもかかわらず実現できていることに驚くとともに，研修やフォロー体制の確立により高知市でも十分に可能であると考える。

議会質問の際の資料の投影についても，傍聴者，視聴者に配慮した提示を検討する必要がある。会議録への掲載についても検討の余地あり。

その他，議長の公約が明確に示されている（議長選出時の立候補制と所信表明制度の導入）・YouTubeチャンネルやFacebookの開設にも大変関心を持った。さらに議場での災害対策会議の実施に向けた準備も検討するべきではないかと考える。

●大津市議会ミッションロードマップ（議会の実行計画）について

議会として政策を立案するための仕組みづくりを考えるに当たって「政策検討会議」の創設は大変参考になった。議決事件の拡大も，個別の事案では高知市でも実現したが，全体を通して議論するためには体系立てた実行計画が必要だと思う。また投票率の向上に向けた検討会も

有志で立ち上がっていることから，議会活動の評価制度の構築は検討するべきではないかと考える。また，次期議会への申し送り事項の策定については，内外からの検証の大切さとともに，個人ではなく議会全体として市民の皆様との約束をどう果たしていくのかという組織としての議会の役割と責任を深く考えさせられた。

●政策検討会議での会派を超えた議会としての提言を追求する姿勢はすばらしいと思うが，具体的な課題になると集約される提言内容はごくありきたりなものにならざるを得ないのではないか。

●見える化については，委員会のインターネット中継導入へ動き出しており，高知市議会として検討してはどうかと思う。

●ミッションロードマップは，選挙をまたいでの継続性という点でよい取り組みだと思う。

●通年議会にすることで，市長専決のあり方や議決事件が再検討されていることは研究したい。

●個人質問は質問及び答弁で60分減算，代表質問は質問のみ40分減算方式としていた。

⇒本議会のほうがより合理的

●個人質問は，総括，分割，一問一答，分割＋一問一答の４つを選択可能。分割とは大項目（財政運営，教育，水道など）ごとに，数問の質問→幾つかの答弁を回数制限なく繰り返す方式。ただし，前問に関しての再問となるため，繰り返すたびに質問項目が絞られてくる。80％以上は分割方式。

⇒十分，検討の余地あり

●個人質問初日の中３日勤務日を空けた日の正午が発言通告と読み原稿の提出期限となっている。質問順はくじ引きとするものの，読み原稿を見て一日７人の質問者を調整。

●ほぼ通年議会で５月から翌年４月末までが会期。年度途中の新規事業の暫定的予算流用がなくなり，補正予算上程が必須となったことが大きな違い。

●正直，ダブレット利用能力には個人差が相当ある。持ち帰り可とし，災害時や緊急時連絡に使用しているため通信費は半額補助としている。

●市立小中学校卒業式は午前休会，議員は議長代理として各地区学校の卒業式に出席している。

⇒大いに参考とすべき

●質問方式

一括質問方式・分割質問方式・一問一答方式があり，少々わかりづらいが，分割・一問一答の併用も可能で，質問内容によって選択の自由度を実感した。

議場での質問原稿を発言通告と同時に提出することとなっている点，議会運営上理解できるものの，修正や削除などを考えれば本市では困難と感じた。

●ミッションロードマップ

議会基本条例を制定したがゆえのミッションロードマップ策定であった。議会活動の見える化が，任期中の実行目標であり，市民への説明責任を果たそうとする姿勢に感銘を受けたが，本市議会を考えた場合，会派間の見解の相違や議会運営委員会の役割と重責が大きなハードルと感じた。

視察２

視 察 先　大阪府八尾市　　八尾市役所

視 察 日　令和２年１月22日（水）

視察内容　１　常任委員会の所管事務調査について

　　２　予算決算常任委員会について

１　常任委員会の所管事務調査について

⑴概要

八尾市議会では，市長部局に対する監視機能をさらに強化するとともに，専門性を発揮した政策の提案や提言を目的として，平成23年９月から各常任委員会において所管事務調査を開始した。各常任委員会は，所管する事務事業について主体的にテーマを絞り，集中的に調査に取り組んでいる。

⑵調査の流れ

各常任委員会は年度ごとにテーマを絞った上で調査研究を行い，年度末に委員会としての調査結果報告を市長部局に提出する。これを受けて，市長部局は処理経過と結果の報告を議会に提出している。

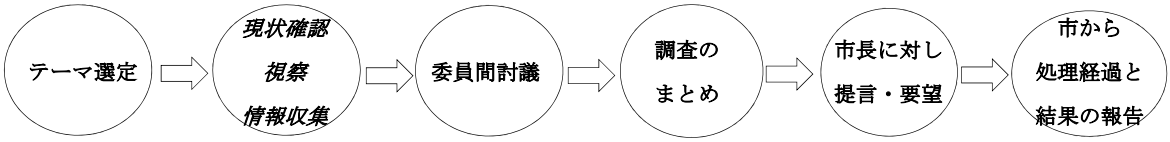

⑶委員会別・年度別の調査項目一覧

委員会	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
総務	・過去３年間の調査結果の検証について ・防災・減災について	・今後の行財政運営について ・中核市移行について	・校区まちづくり協議会について ・中核市移行について	・消防の現状と今後の取り組みについて
建設産業	・過去３年間の調査結果の検証について ・観光施策について	・今後を見据えた都市基盤の整備及び維持管理について ・中核市移行について	・町の魅力づくりと活性化について ・中核市移行について	・商業施策ついて ・空き家対策について
文教	・過去３年間の調査結果の検証について ・児童・生徒の安全確保に向けた取り組みについて	・学校教職員の現状と支援の方策について ・就学前児童の保育・教育について	・障がい児教育の現状と今後の取り組みについて ・中核市移行について	・基礎学力の向上策について
保健福祉	・過去３年間の調査結果の検証について ・障がい者施策について	・中核市移行に伴う保健所の今後について ・健康増進の取り組みについて	・生活困窮者自立支援事業について ・中核市移行について	・地域包括ケアシステムの構築に向けた介護予防事業について

2　予算決算常任委員会について

⑴予算決算常任委員会設置の経緯

従来，予算議案については各所管の常任委員会に分割付託し，決算議案については限られた議員による決算審査特別委員会を設置して審査していた。しかし，従来の方法では，以下の課題があった。

①予算と決算を審査する委員が異なり，委員会による専門性が十分に発揮できていなかった。

②予算・決算議案を分割付託することは，地方自治法の意図する議案一体の原則に反していた。

③12月定例会初日に決算認定を行っており，決算の意見を新年度予算編成に反映するためには，審査時期の前倒しが必要であった。

上記課題を解決するため，平成26年12月に委員会条例を改正し，予算決算常任委員会を設置した。

⑵予算決算常任委員会の構成

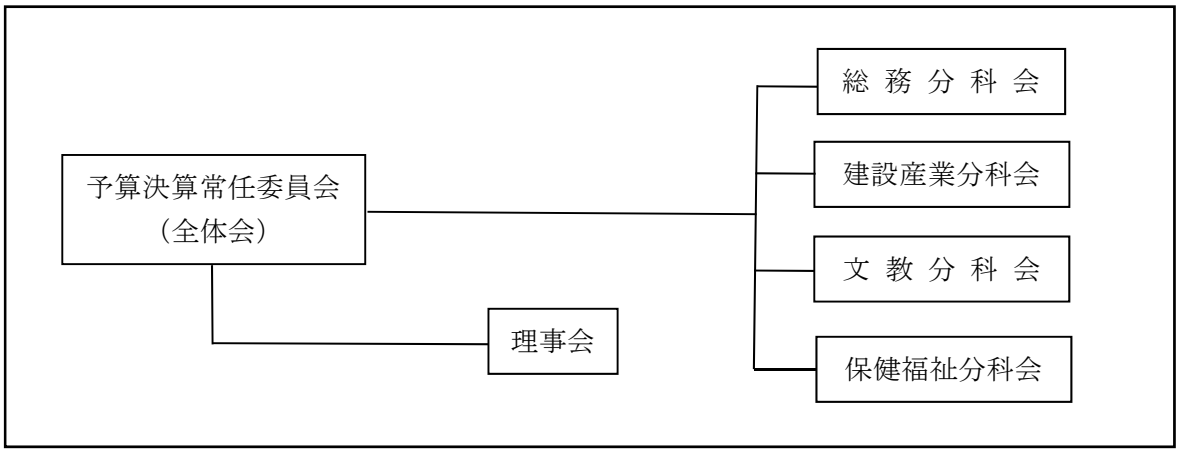

	予算決算常任委員会（全体会）	理事会	分科会
委員（理事）	議長を除く全議員（27名）	各会派幹事長	部門別常任委員会と同じ
正副委員長	委員長・・・副議長 副委員長・・議会運営委員長	委員長・・・副議長 副委員長・・議会運営委員長	部門別常任委員会の正副委員長が兼務
開催場所	本会議場	議会会議室	第１委員会室（部門別常任委員会と同じ）
出席執行部	市長，副市長，その他の常勤特別職，政策企画部長，総務部長，財政部長 ※決算審査時のみ代表監査，監査事務局長，会計管理者も出席	出席者なし	部門別常任委員会と同じ

⑶議案審査の流れ（審査フロー図）

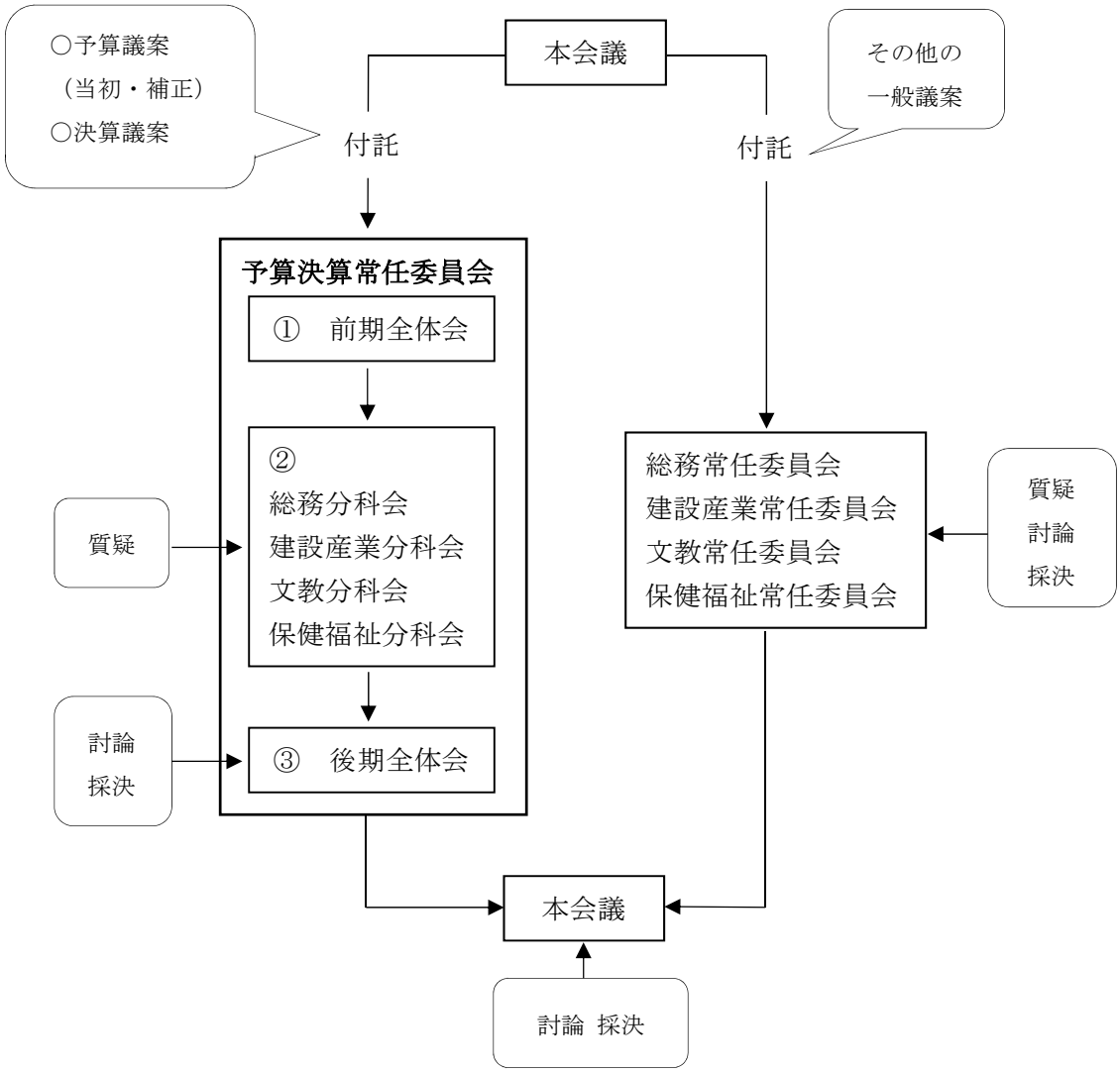

⑷予算決算常任委員会の設置の効果

①予算と決算を踏まえた長期的・継続的な視点で審査できる。
②全議員がそれぞれの分科会で審査し，議会のチェック機能の強化につながる。
③審査時期を前倒ししたことで次年度予算に決算の意見を反映できる。
④毎年度特別委員会を設置する必要がなくなり事務の効率化につながる。

【質疑】

Q　常任委員会の所管事務調査の取り組みにおいて，委員会は年間何回程度開催しているのか。
A　回数の少ない委員会では年間４回程度，回数の多い委員会では非公開の委員協議会も含めると，年間30から40回程度開催している。
Q　当該所管事務調査において，非公開の委員協議会をどのように活用しているのか。
A　常任委員会では，視察事項の報告や提言の取りまとめを行っており，そのほかの協議については，委員協議会で自由闊達に意見交換を行っている。
Q　委員協議会を会議規則で規定するメリットは何か。
A　委員協議会の活動を公務として位置づけるために，委員協議会を会議規則で規定している。
Q　常任委員会委員の任期は何年か。
A　以前は１年だったが，現在は２年任期としている。

Ｑ　常任委員会の正副委員長に手当は支給されているか。
Ａ　財政状況が厳しいこともあり，正副委員長に手当は支給されていない。
Ｑ　議選の監査委員を廃止して，全て民間人にという話は出ていないか。
Ａ　各派代表者会議の中では，そうした声も出ていたが，協議がまとまらなかったという経過がある。
Ｑ　予算決算常任委員会を設置するメリットとデメリットをどのように考えているか。
Ａ　デメリットとしては，会議体がふえてわかりにくくなったという否定的な意見もある。分割付託という法的課題を解消するために予算決算常任委員会を設置したが，設置のメリットの１つとしては，委員会の総体として附帯決議をできる点にあると考えている。

【委員意見】

●広報活動
市内の高校と連携し，懇談の機会をつくり，広報紙にも協力をしてもらっている。
若者へ議会の活動を知らせる視点で，働きかけを行っている。

●委員会活動
年間の調査項目を決め，集中的に視察や情報収集を行っている。
議長より提言書として市長に渡し，市長から処理経過と結果報告があるなど，ＰＤＣＡサイクルをつくりブラッシュアップを行っている。

●外部の知見の活用
議員研修会を開催し，議会のあり方や時期に応じたテーマ設定し，議会活動に活用している。
地元大学と地域連携を結び，専門的な知見の活用を可能としている。

●委員長報告・討論
予算決算常任委員会での討論や報告は簡潔にするものとしている。また，会派の討論は10分間との時間制限をしている。

●大津市及び八尾市に共通して感じたこと
・議会全体で取り組んでいる。
・研修の機会を設け，外部の知見を活用する仕組みをつくっている。
・大学や高校との連携の仕組みをつくっている。
・議員間の議論の機会を設けている。

●常任委員会の所管事務調査について
所管事務調査権は，地方自治法で常任委員会だけに認められているものであり，八尾市のように，各常任委員会が年度ごとにテーマを絞って調査研究を行い，市長部局に提言し，その処理経過と結果の報告を提出してもらう仕組みづくりが必要であると思う。委員会の所管事務調査の成果が目に見える形になる。
特に，本市では委員会中心主義であるため，議案審査に当たっては，提出された議案の背景や課題・現場とのギャップを，議員がどこまで認識しているかが重要な鍵になることは言うまでもないため，党派・会派を超えて，年間を通じたテーマで所管事務調査を行い委員会としての提言につなげていきたい。
現在，高知市議会が行っている行政評価にも連動するもので，その下地があることも大きな後押しとなるのではないかと考えられる。
●高校生が議会広報プロデュースされている取り組みも，広報活動として大変参考になった。

●委員協議会を予算決算，各常任委員会，議運にまで設けて，具体的検討を行っていることは，独特な取り組みだと思った。議会としてのまとまった意思を追求する手段として検討する価値はあると思う。

●常任委員会ごとのテーマを決めた調査と執行部への結果報告は，会派間の意見の違いもあり難しいと思うが，高知市議会の常任委員会でも，毎年の視察テーマの検討を十分に議論するなど，考え方を取り入れることは検討してもよいのではないか。
●18歳投票率向上のため議会だより表紙写真を工夫し，市内５高校の部活メンバーと交流プロジェクトを実施中**⇒広報委員会に連携すること** ●議会権能強化策として，常任委員会による所管事務調査及び改善提言活動を行っている。 ●期数の若い議員が一人で議会質問しても執行部の動きが鈍いため，委員会として（最終は議長名）市長に物申す仕組み。 ●閉会中審査は多いところで年間30回程度開催（委員会または委員協議会）するが，正副委員長手当はなし。 ●本市にはない「委員協議会」は会議規則別表に記載し公務としての位置づけ。非公開かつ議事録なし。 ●予算決算常任委員会はほぼ本市と同じだが，後期全体会で分科会長報告を行ってない点や後期全体会における討論を簡素化し本会議最終日に行っている取り扱いには大いに疑問が残った。事務局担当者は「委員会主義の観点では本市のやり方が望ましい」との見解を示した。 ●後期全体会での議選監査委員の除斥は行っていない。監査委員を全て民間人にという議論は先日もあったところだが，会派代表者会で一致しないので前進しない。
●議会としてのチェック機能を使命とするに当たり，年度ごとに調査研究を重ね，年度末には執行部に対し，その調査結果報告や提言・要望を提出し，それらの処理経過と結果の報告を受ける流れの取り組み方は参考になった。